



立川ひろとしの議会報告

平成22年11月8日

後援会報 37号

発行：立川ひろとし後援会



今年の夏は暑かった！ 猛暑？ いや、酷暑！！

後援会の皆様には日ごろから活動にご理解・ご支援を頂きまして、本当にありがとうございます。

9月中旬に入って、ようやく秋らしい涼しさが到来しましたが、今年の夏は例年のない酷暑で皆様も大変であったろうと推察しております。急に涼しくなり、今年の冬も、これまた例年より寒いという予測も出ておるようですが、皆様に於かれましては、体調に留意されて、芸術の秋、紅葉の秋、食欲の秋を満喫してくださいね。

今後ともご支援をよろしく御願いたします。



9月議会のポイントは？

今議会では例年通り議員全員による決算特別委員会を設置し、平成21年度 一般会計・特別会計・水道事業会計の決算審査が行われました。

また、新聞報道でも掲載されたとおり、平成14年当時に行われた結城市による無許可井戸掘削に関する事業執行における問題・真相究明のための特別委員会（100条委員会）の設置も行われました

- ① 結城市無許可井戸掘削の経緯と、改善計画実施のための補正予算
- ② 「水道行政事務執行に関する真相究明調査特別委員会」の設置
- ③ 平成21年度 一般会計・特別会計・水道事業会計の決算審査
- ④ 女性消防団を本部付から分団として独立するための条例改正
- ⑤ 旧 水戸地方法務局 結城出張所（登記所）跡地を公民館 分館として供用開始することに伴う関係条例の改正
- ⑥ 下水浄化センター改築更新工事 委託協定の同意
- ⑦ 城西小学校 学童クラブ室の新設を求める請願について

郵送、駅での配布、団地でのポスティングなど、様々な方法でお届けしております。同じ会報が届きましたらご容赦願います。

結城市水道無許可井戸掘削について

●問題の概要（市側の報告）

- ・平成14年8月 市長（当時は平塚市長）決裁で林浄水場の井戸修繕工事が行われたが、実際に行われたのは林浄水場内への井戸の新設工事だった。
（落札価格 2100万円）
↑これが無許可井戸
- ・しかし 平成14年度 当初予算で「林浄水場の井戸修繕工事」は予算に計上されておらず「本町浄水場の薬注設備改修工事」の予算で「井戸の新設工事」が実施されたと思われる。
- ・「本町浄水場の薬注設備改修工事」は平成14年度 当初予算において必要な事業なので計上されたはずであるが、平成14年度に実施された形跡が見当たらない。

一般市民から茨城県に無許可井戸について通報があり、事実確認をしたところ無許可井戸の存在が明らかになり、結城市はその存在を県に報告し、県の指導に従って対応する旨を報告しました。

●市の改善計画

- ① 今回の事件とは別に既に、使用を停止していた井戸の廃止を県に提出（未使用となっていた井戸の県への廃止手続きがされていなかった）
- ② 各井戸に流量計を設置し採取量を正確に把握して県に報告
- ③ 無許可井戸を物理的に使用不可にする（ポンプ・配電盤の撤去）
- ④ 採取量不足となっている井戸のポンプ交換（ポンプ能力低下が原因のため）

今回の改善計画実施にあたり約1億2000万円の補正予算（無許可井戸の停止にかかる費用は約95万円。補正予算の主体は流量計設置・ポンプ交換など管理上の是正措置のための費用）が編成され、9月議会で可決されました。

改善計画②については、本来、すべての井戸への流量計の設置が義務付けられているのに設置されてなかったり、落雷により破損したものが放置されていたりと、管理上の問題も明確になりました。

市では有識者による内部調査委員会を設置し、今後調査を進めていくこととなり、調査委員会の費用も9月議会で補正予算として可決されました。

9月議会の議会審議の中から

■ 水道行政事務執行に関する真相究明調査特別委員会の設置について

- ・ 結城市 水道無許可井戸掘削（詳細は①ページを参照）の調査のため、議会側でも独自調査の必要性があると判断し調査特別委員会を設置（※100条委員会）
- ・ 委員会の経費（会議録作成・証人の招致の際の交通費等）として100万円の補正予算が可決された。

【解説1】 100条委員会とは…

（ウィキペディア「百条委員会」ページを参考に解説）

都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条（普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる）に基づき、地方議会が議決により設置できる特別委員会。以下の場合に罰則を設けて調査権を担保している。

- ・ 出頭または記録の提出の請求を受けた人や関係人が、正当な理由がないのに、議会に出頭しない、記録を提出しない、証言を拒んだとき
- ・ 宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたとき

さらに、上記に該当した場合は議会がその人を告発することも義務付けている

【解説2】 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例について

（茨城県庁サイト「地下水を採取するときは」ページを参考に解説）

茨城県では無制限、無秩序な地下水の採取は、地下水の枯渇や地盤沈下などの地下水障害を引き起こすことが予想されるため、これを防止するとともに、適正な採取によって貴重な地下水資源を永続して活用できるよう昭和52年4月に「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」を施行している。この条例では揚水機（ポンプ）吐出口の断面積が一定以上を超える場合は県知事の許可が必要であり、事前協議、専門家による審査を経て、許可・不許可が決定される。

～コラム～ いったい何が起きていたのだろうか？

今回の事件では、自治体による条例違反に加えて、会計上の偽装ともとれるような行為が行われてしまったことは、市民の皆さんから頂いた大切な税金の管理にも疑問を持たれる事となるでしょう。

- ① 条例違反をしてまで井戸を新設する必要性は何だったのか
- ② 工事の名称（井戸修繕）と実際の内容（井戸新設）が全く異なること
- ③ この工事（井戸新設）が平成14年度当初予算に計上されておらず、全く別の事業（本町浄水場薬注設備改修工事）で計上された予算で支払いが行われていたような形跡があること
- ④ 逆に必要として計上された事業（本町浄水場薬注設備改修工事）が平成14年度に行われていた形跡がないこと

井戸新設の理由から、支払い上の偽装ともとれるような行為、議会への説明（予算・決算）と異なる予算執行など、不可解な点が多々見られることから、今回、強い調査権をもつ100条委員会の設置に同意しました。

また、業務改善計画（①ページ）でも説明があったように、流量計の設置が義務付けられているのに放置されていたことや、未使用となっていた井戸の停止届がされていなかったことも業務管理上問題ですし、条例違反をしてまで掘ってはいけない井戸をお金をかけて掘り、そして、使用不可にする為にまたお金がかかるというのは、市民皆さんから頂いた貴重な税金に対する認識も問われますし、「なにをやっているんだ」と言われても仕方ありません。

今後、当時の関係者の招致・尋問を経て、当時の状況が明らかにされていくものと思われれます。議会としても報告書を作成し、市民の皆さんに真相について報告があると思いますが、私自身も、本誌を通じて情報をお伝えしていきます。

ただし、従来とは異なる性質の委員会である事から、逐一情報を出す調査（関係者の証言等）に影響を与える可能性も予想されることから、途中経過での情報提供を詳細にできない場合がある事をご理解下さい。

■ 平成21年度の決算審査・決算財務諸表

①各決算の内容は以下のとおり

会計名		歳入(千円)	歳出(千円)	収支(千円)	
一般会計		15,592,950	14,981,223	611,727	
特別会計	国民健康保険	5,715,964	5,617,564	98,130	
	老人保険	11,828	947	10,881	
	後期高齢者医療	349,064	349,063	1	
	介護保険	介護保険事業	2,223,773	2,217,240	6,533
		介護サービス事業	11,262	11,158	104
	公共用地先行取得事業	7,922	7,922	0	
	区画整理・南部第一	32,881	32,381	500	
	区画整理・南部第二	442,387	441,887	500	
	区画整理・南部第三	202,213	201,713	500	
	区画整理・南部第四	344,036	343,536	500	
	公共下水道	1,648,291	1,639,731	8,560	
農業集落排水	316,608	316,607	1		
住宅資金等貸付	9,165	9,164	1		
水道事業	収益的収支	1,060,087	963,654	96,433	
	資本的収支	581,625	987,767	▲406,142	

※ 各数値は平成21年度 結城市決算審査意見書より抜粋

※ 水道事業会計の資本的収支の不足額は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金より補填

② 各種財務諸表は以下のとおり

項目名	国の基準(%)		平成21年度 結城市(%)	平成20年度 結城市(%)
	経営健全化基準	財政再生基準		
実質赤字比率	13.33	20.00	— (-6.22)	— (-5.08)
連結実質赤字比率	18.33	40.00	— (-19.15)	— (-17.25)
実質公債費比率	25.0	35.0	16.1	17.3
将来負担比率	350.0	—	111.5	120.3

※ ()内は、黒字比率をマイナスとして算出したもの

■ 結城市消防団条例の改正について

- これまで消防団 本部に所属していた女性消防団員を、女性分団として独立させることに伴う条例改正

①今後の女性分団員の増加に対応するため、団員定員を
290人 ⇒ 300人に改正

②現在の10分団構成から11分団構成(女性分団を追加)に変更

■ 結城市公民館 設置管理条例の改正について

- 旧 水戸地方法務局 結城出張所(登記所)の市への払い下げ、改修が完了し、公民館 分館として供用開始することに伴い、分館の使用料金を新たに設定

- これまで結城市公民館使用条例で規定されていた内容を設置管理条例に統合し、結城市公民館使用条例を廃止する

※これまでは設置に関する規定(場所、運営審議会、職員等)と使用に関する規定が別れていたもので、統合して整備する

■ 下水浄化センターの改築更新工事 委託協定の同意

- 下水浄化センターの老朽化に伴う更新改築計画の一環
(平成20年~29年の10ヵ年計画・概算事業費 約13億円)

- 今回の内容は以下の通り

協定方法	随意協定
協定金額	298,000,000円
相手方	日本下水道事業団
工事内容	下水浄化センター 中央監視制御設備 改築更新の実施設計・設置工事

■ 城西小学校 学童クラブ室の新設を求める請願について

- 城西小学校の学童クラブ室は3階にあり、運営上いろいろな問題があることや、教室配置の関係により1階への移設も難しいことから、校舎外に新規建設を求める請願が保護者・関係者より提出され、採択された

- 執行部側からも、平成23年度の新設にむけて関係機関と協議しているとの答弁があった。

～コラム～ 受益者負担を考える・・・

「受益者負担」という言葉を最近よく耳にします。「利益を受けるもの（受益者）が原則としてその利益に見合った経費を負担する」ことを指すことは十分に理解をしています。

結城市でも受益者負担の考え方に添って、各種公共施設の利用料金の値上げが度々行われてきました。

また、先日、とある席で市民の方から独居老人の緊急通報装置の設置費用負担の話聞いたのですが、議会にはそういった報告がなかったことから、9月議会の決算委員会で質問をしたところ「収入に応じて設置費用、年間経費の負担を求めることを決定した」との答弁がありました。詳細を聞くと、従来は65歳以上の高齢者独居世帯に限って設置していたが、今後は、高齢者2人世帯でいずれかが要介護4以上の世帯にも対象を拡大することとあわせて、収入に応じて設置費用の一部・運用経費の負担を求めることを執行部で決定した、ということでした。

設置対象の拡大は、これまで私も実現を要望してきた経緯もありまして評価をしておりますが、この経費負担によって得られると試算された金額は年間約87万円。生活負担にならないよう収入に応じて経費負担額を変動させることは理解しつつも、独り暮らしのお年寄りに受益者負担を当てはめて得るのではなく、別な財源で確保できるのではないかと、確保すべきではないかと感じ、決算委員会において市の負担を要望いたしました。

また、分庁舎整備事業について議論をしている最中、とある方から「大きな買い物（分庁舎）をポ～ンと決めてしまおう一方で、財政的な理由で独り暮らしのお年寄りの安否確認のための乳酸飲料の宅配本数が減ってしまった（2本⇒1本）のはどうしたものか・・・」といった意見を頂きました。

たまたま今回の2例は高齢者関連事業ですが、高齢者重視一辺倒の政策を述べているのではなく、受益者負担の考え方で生活の大変な方々にも費用の負担を御願ひしているなか、大変な思いで収めてくださった税金、利用料金が本当に困っている人、支援の必要なところに充当されているのかよく見ていくことが重要と考えています。

編集後記

今回は、議会報告会の周知のため、開催直前の発送となり、お届けが遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

また今回は、新聞報道でも掲載されたとおり、水道事業関連における大きな問題が発生したことから、紙面の多くを割いて内容の解説や私の考え方を述べさせて頂きました。

皆さんから頂いた貴重な税金の不透明な使い方があったのであれば大きな問題です。引き続き詳細を追いかけ、情報提供をしていきたいと考えております。

話は変わりますが、先日、私のブログに「水道問題への取り組みも大切ですが、分庁舎整備事業のその後についてももしっかり追いかけて情報提供を御願ひします」との投稿を頂きました。

市民の皆さんにブログをごらん頂いていることに感謝申し上げますとともに、市民の皆さんの問題意識の高さには日ごろから敬服しています。もちろんご指摘の通り、詳細を提供していきたいと思っております。

残すところ、私の任期も半年となり、後援会報の発行も本誌を含んで3回となりました。相変わらず多岐にわたる問題が山積しておりますが、市民目線で随時、情報を出していきますので皆さんの変わらぬご愛読をよろしく御願ひいたします。



●平成22年結城市議会第4回定例会日程（案）のお知らせ

12月 8日（水）本会議（開会）	12月13日（月）総務委員会
12月 9日（木）一般質問	12月14日（火）産業・建設委員会
12月10日（金）一般質問	12月15日（水）教育・福祉委員会
	12月20日（月）本会議（閉会）

※あくまで案であり、変更となる場合もあります